

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文目次

○ 關稅法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（抄）（第一條關係）

(傍線の部分は改正部分)

			別表第二（第一条関係）	
(省略)	徳島	広島	(省略)	都道府県
(省略)	徳島	広島	(省略)	空港名
同上		広島	同上	都道府県
同上		広島	同上	空港名

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
第六十五条（省略）	（児童福祉施設等の指定）	第六十五条 同上	（児童福祉施設等の指定）
2 法の別表第〇四〇一・一〇号の二の(一)に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。	一(四)（省略）	2 同上	一(四) 同上

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章・第二章（省略）	第一章・第二章 同上
第三章 特別緊急関税等（第十条の二—第十九条の十）	第三章 特別緊急関税等（第十条の二—第十九条の十一）
第四章～第九章（省略）	第四章～第九章 同上
附則	附則
（輸入数量の算出方法）	（輸入数量の算出方法）
<p>第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品については当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第一百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計上数量」という。）を、統計上数量が貿易統計に計上される方</p>	<p>第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品については当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第一百二条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計上数量」という。）を、統計上数量が貿易統計に計上される方</p>

法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和七年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和六年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに關税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「藏入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和七年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

## 2(4) (省略)

(削る)	八～一	項目名
(削る)	(省略)	物 品
(削る)	(省略)	輸 入 数 量

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）

第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の中欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる

とおりとする。

法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和六年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和五年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに關税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「藏入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和六年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

## 2(4) 同上

九	八～一	項目名
九	同 上	物 品
九	同 上	輸 入 数 量

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）

第十九条の三 同上

受ける同項の下欄に掲げる同項の下欄に掲げる  
税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる  
携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物

十二	十一	十	九	
(省略)	(省略)	(省略)	別表第一の三十八の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の三十八の二の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品
(省略)	(省略)	(省略)	別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量	別表第一の三十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量

十三	十二	十一	十	
同上	同上	同上	同上	る物品
同上	同上	同上	量の合計数量	品（以下この表において「環太平洋包括的及び先進的協定適用オレンジ」という。）の輸入数量及び別表第一の五十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「英國協定適用オレンジ」という。）の輸入数量の合計数量





い物品等の指定)

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下第四項まで並びに第九項第一号及び第二号において同じ。）であつて、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同条第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとする。

一・二（省略）

2（省略）

3 特恵受益国等（法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等をいう。以下同じ。）のうち次の各号（第一号については、特恵受益国等のうち特別特恵受益国（同条第三項に規定する特別特恵受益国をいう。第八項及び第九項において同じ。）以外の国（次項の表において「一般特恵受益国」という。）に限る。）のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特恵受益国等でなくなるものとする。

一・三（省略）

4（省略）

5 法第八条の二第三項に規定する国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国に準ずるものとして政令で定める国は、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされたいた国であつて後発開発途上国でなくなる国際連合総会の決議の日から起算して二年を経過するまでの国とする。

6 法第八条の二第三項に規定する同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。以下この項、次項及び第八項第三号において同じ。）について特別の便益を与えることが適当であるものとして政令で定める国は、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が

い物品等の指定)

第二十五条 法第八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下第四項まで並びに第八項第一号及び第二号において同じ。）であつて、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同条第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定したものとする。

一・二 同上

2 同上

3 特恵受益国等（法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等をいう。以下同じ。）のうち次の各号（第一号については、特恵受益国等のうち特別特恵受益国（同条第三項に規定する特別特恵受益国をいう。第七項及び第八項において同じ。）以外の国（次項の表において「一般特恵受益国」という。）に限る。）のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特恵受益国等でなくなるものとする。

一・三 同上

4（新設）

5 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）についての便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が

案して同条第三項の規定による特惠関税について特別の便益を与えることが適当であるものとして財務大臣が指定した国とする。

7 | 第二項の規定は、財務大臣が前項の規定に基づき法第八条の二第二項の規定による特惠関税について特別の便益を与えることが適當であるかどうかを判断するため必要があると認める場合について準用する。

8 |

特別特恵受益国のうち次の各号のいずれかに該当するものは、当該各号に定める日から起算して一年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特別特恵受益国でなくなるものとする。

一 (省 略)

二 国際連合総会の決議により後発開発途上国でなくなつたもの

その決議の日から起算して二年を経過した日

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第

八条の二第三項の規定による特惠関税について特別の便益を与えることが適當でないと認めたもの その認めた日

9 | 財務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を官報で告示するものとする。

一～三 (省 略)

四 第六項の規定による特別特恵受益国の指定をした場合 その指定した国

五 (省 略)

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の(1)及び第一〇四〇二・二号の二の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学

指定したものとする。

6 | 第二項の規定は、財務大臣が前項の規定に基づき法第八条の二第二項の規定による特惠関税についての便益を与えることが適當であるかどうかを判断するため必要があると認める場合について準用する。

7 | 同 上

一 同 上

二 国際連合総会の決議により後発開発途上国でなくなつたもの

その決議の日

三 その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して財務大臣が法第

八条の二第三項の規定による特惠関税についての便益を与えるこ

とが適當でないと認めたもの その認めた日

8 | 同 上

一～三 同 上

四 第五項の規定による特別特恵受益国の指定をした場合 その指定した国

五 同 上

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同 上

一 法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の(1)及び第一〇四〇二・二号の二の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学

校、夜間において授業を行う課程（以下この号において「夜間課程」という。）を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒（夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。）、関税定率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二条に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受けた乳児若しくは幼児の給食の用に供するもの（次条第二項第一号において「学校等給食用のもの」という。）

二〇十五（省略）

2（省略）

（軽減税率等の適用についての手続等）

第三十三条（省略）

2～4（省略）

5 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）並びに当該物品の給食を実施する法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校若しくは特別支援学校、関税定率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設又は児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を行なう者若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を行なう者（以下この号において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該

校、夜間において授業を行う課程（以下この号において「夜間課程」という。）を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒（夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。）、関税定率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二条に規定する事業による保育を受ける児童の給食の用に供するもの（次条第二項第一号において「学校等給食用のもの」という。）

二〇十五 同上

2 同上

（軽減税率等の適用についての手続等）

第三十三条 同上

2～4 同上

5 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第一号に掲げる物品の輸入者その他の配分を行う者（以下この項及び次項において「配分機関」という。）並びに当該物品の給食を実施する法の別表第一第一〇四〇二・一〇号の二の（一）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校若しくは特別支援学校、関税定率法施行令第六十五条第一項（児童福祉施設等の指定）に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設又は児童福祉法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を行なう者（以下この号において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該

の項及び次項において「学校等」という。）並びにこれらの者の委託を受けて当該物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

四十三 ～ 二十九	(削る)		二十八 の二	二十七 ～ 一	項名
(省略)	(削る)		削除	(省略)	経済連携協定
(省略)	(削る)			(省略)	品名

別表第一（第十九条の二関係）

6  
～  
15  
(省略)

一～三 (省略)

四十三 ～ 二十九	二十八 の二	二十八 の二	二十七 ～ 一	項名
同上	環太平洋包括的 及び先進的協定	環太平洋包括的 及び先進的協定	同上	経済連携協定
同上	れるものに限る。」	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲 げる物品のうち毎年十二月一日から翌 年三月三十日までに輸入申告がされ るもの	同上	品名

別表第一（第十九条の二関係）

6  
～  
15  
同上

一～三 同上

物品を使用して給食用の加工食品を製造する者は、当該物品及びこれを使用して製造した給食用の加工食品（以下この項において「給食用加工食品」という。）に関する帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、給食を実施する学校等にあつては、配分先の記載は、することを要しない。

五十八	(削る)	五十七～五十二		五一	五十～四十五	四十四
(省略)	(削る)	(省略)	削除	(省略)	削除	
(省略)	(削る)	(省略)		(省略)	(省略)	

五十九	五十八	五十七～五十二		五一	五十～四十五	四十四
同上	英國協定	同上	協定	アメリカ合衆国	同上	歐州連合協定
同上	るもの	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲 ける物品のうち毎年十二月一日から翌 年三月三十一日までに輸入申告がされ るもの	同上	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲 ける物品のうち毎年十二月一日から翌 年三月三十一日までに輸入申告がされ るもの	同上	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲 げる物品のうち毎年十二月一日から翌 年三月三十一日までに輸入申告がされ るもの

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
4 (省略)	<p>（国際物流拠点産業集積地域に係る手数料の軽減等）</p> <p>第十三条の五 税関長は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖縄法」という。）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき令和九年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖縄法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>2 税関長は、沖縄法第四十五条第三項の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき令和九年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖縄法第四十六条の規定により第二条第一項の規定により計算される額（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>3 税関長は、沖縄法第四十五条第三項の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき令和九年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖縄法第四十六条の規定により第三条第一項の規定により計算される額（同条第二項において準用する第二条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p>	<p>（国際物流拠点産業集積地域に係る手数料の軽減等）</p> <p>第十三条の五 税関長は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖縄法」という。）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖縄法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>2 税関長は、沖縄法第四十五条第三項の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖縄法第四十六条の規定により第二条第一項の規定により計算される額（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>3 税関長は、沖縄法第四十五条第三項の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき令和七年三月分以前の当該許可に係る手数料については、沖縄法第四十六条の規定により第三条第一項の規定により計算される額（同条第二項において準用する第二条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p>
4 同上		



○ 関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

別表（第一条、第二条関係）				改 正 案
（省略）	中近東	地城	（省略）	
（省略）	レバノン	シリア	イラン	イラク
（省略）			（省略）	国名
同上	同上	地城	同上	現行
同上	シリア	同上	同上	
同上		同上	同上	

（傍線の部分は改正部分）

別表（第一条、第二条関係）	暫定法別表 第一の番号	品名	期間	改正案	
				月一日から 令和七年四月三一日ま	月一日から 令和八年三月三一日ま
一〇一・	九〇一・	一〇一・	一〇一・	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、バター、ミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフ	一〇一・
一〇一・	九〇一・	一〇一・	一〇一・	アイアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナツト若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）並びにヨーグルト、ミルクの天然の組成成分からなる物品、関税率別表（以下「関税率表」という。）第〇四・〇一項から第〇四・〇四項まで	一〇一・
一〇一・	九〇一・	一〇一・	一〇一・	六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当	六・五九を乗じて得た数を当
二〇一・	二〇一・	二〇一・	二〇一・	無脂乳固体の割合に	無脂乳固体の割合に
一八〇六・	一八〇六・	一八〇六・	一八〇六・	当該物品の全重量のうち	当該物品の全重量のうち
九〇一・	九〇一・	九〇一・	九〇一・	に占める乳脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち	に占める乳脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち
一九〇一・	一九〇一・	一九〇一・	一九〇一・	令和六年四月一日から	令和七年三月一日ま
九〇一・	九〇一・	九〇一・	九〇一・	同上	同上
一九〇一・	一九〇一・	一九〇一・	一九〇一・	数量	数量

  

別表（第一条、第二条関係）	暫定法別表 第一の番号	品名	期間	現行	
				月一日から 令和六年四月三一日ま	月一日から 令和七年三月三一日ま
一九〇一・	一九〇一・	一九〇一・	一九〇一・	同上	同上
九〇一・	九〇一・	九〇一・	九〇一・	同上	同上
一九〇一・	一九〇一・	一九〇一・	一九〇一・	数量	数量

○四〇二・	二一〇	○四〇二・	九〇	二一〇一・	一九〇一・	二〇	一九〇一・	一九〇一・	の物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）、ココナッツの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第二一・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超えるものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上ものに限る。）	該物品の全重量に乗じて得た数量とする。）
で 月三一日ま	令和八年三	月一日から	令和七年四	九〇	二一〇六・	一〇	二一〇一・	二〇	二一〇一・	一九〇一・
	三トントン	七四、九七								

	同上									
	同上									
で 月三一日ま	令和七年三	月一日から	令和六年四	九〇	二一〇六・	一〇	二一〇一・	二〇	二一〇一・	一九〇一・
	同上									



同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
で月三一日まで 令和七年三 月一日から 令和六年四	で月三一日まで 令和七年三 月一日から 令和六年四	で月三一日まで 令和七年三 月一日から 令和六年四	で月三一日まで 令和七年三 月一日から 令和六年四
同上	○トン 五二、 ○〇	同上	同上

同上							同上
同上	同上		同上		同上		同上
令和六年四	で 月三 一日 ま 令和 七年三 月 一日 から 令和 六年四						
五〇五、 五	○○トン 一四三、 五	○トン 七八、 五〇		○○トン 三一八、 九		ン 、 五〇〇ト 四、 二二三	

	同上		同上	
	同上		同上	
で 月三 一日ま 令和 七年三	月一 日から 令和 六年四		で 月三 一日ま 令和 七年三	月一 日から 令和 六年四
で 月三 一日ま 令和 七年三	月一 日から 令和 六年四		で 月三 一日ま 令和 七年三	月一 日から 令和 六年四
同上			○〇トン 一六八、 五	○〇トン

二〇	一八〇六・			九九	一二一一・			四二 かなかいかを問わない。)
料品（塊状、板状又は棒 のもので、その重量が 二キログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は	ココアを含有する調製食			こんにゃく芋（アモルフ オファルス）（切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。）	月一日から 令和八年三月三一日ま で	月一日 令和七年四月三一日ま で	二六七トン （荒粉換算 数量とし、 生芋一トン は、荒粉〇 ・一五八ト ンに、精粉 一トンは、 荒粉一・七 六一トンに それぞれ換 算するもの とする。）	一トンは、 殻を除いた もの〇・七 五トンに換 算するもの とする。）
で	月一日から 令和八年三月三一日ま で	月一日から 令和七年四月三一日ま で	ト ン	三、〇〇〇				

同上		同上	
同上		同上	
で 月三 一日 ま 令和 七年 三 から 月一 令和 六年 四		で 月三 一日 ま 令和 七年 三 から 月一 令和 六年 四	
ト ン 五、 七〇〇		同上	

のもの		調製食用脂のうちその他のもの		二一〇六・九〇		二〇〇八・二〇		二〇〇二・九〇		トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの		直接包装にしたものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレートの製造用のもの	
令和八年三月一日から	令和七年四月一日から	で	月三一日まで	令和八年三月一日から	令和七年四月一日から	で	月三一日まで	令和八年三月一日から	令和七年四月一日から	で	月三一日まで	令和七年四月一日から	月一日から
ト ン	七、 四二七			〇トン	一一、五五		〇トン	三五、八〇	〇トン		ト ン	八、八〇〇	
るもの	ジーランドを原産地とす る。以下この項において同じ。）のうちニュージーランドを原産地とす るもの	調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超 え七〇%以下の中に、同一のうちニュージーランドを原産地とするもの	二一〇六・九〇	二〇〇八・二〇	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	直接包装にしたものとし、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレートの製造用のもの							

	同上		同上		同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	
令和七年三月一日から 令和六年四月三一日ま	令和七年三月一日から 令和六年四月三一日ま	令和七年三月一日から 令和六年四月三一日ま	令和七年三月一日から 令和六年四月三一日ま	令和七年三月一日から 令和六年四月三一日ま	令和七年三月一日から 令和六年四月三一日ま	
同上	同上	同上	〇トン	三七、一〇	トン	八、二〇〇



二 三 四一〇六・	四一〇五・	三〇	四一〇五・	四一〇六・	この項において同じ。以下 のうち、染着色したもの 以外のもの（クロムなめ しのものを除く。）及び 牛又は馬類の動物の革（ なめした又はクラストに した後これらを超える加 工をしたもの（パーチメ ント仕上げをしたものと して、毛が付いて ないものに限るものと し、スプリットしてある かないかを問わず、関税 率表第四一・一四項の革 を除く。以下この項にお いて同じ。）のうち、染 着色し又は模様付けした もの以外のもの
月三一日ま るを超える加工をしてお るをしたるもので、これ らを超える加工をしてお るをしたるもの及びクラ ストにしたるもの及びクラ ストにしたるもの及びクラ ストにしたるもの及びクラ ストにしたるもの及びクラ ストにしたの	令和八年三 月一日から	令和七年四 月一日から	令和八年三 月三一日ま で	令和八年三 月一日から	月一日から
方メートル 一、〇七〇 、〇〇〇平	方メートル 一、四六六 、〇〇〇平	方メートル 一、〇七〇 、〇〇〇平			

六四〇三・	六四〇三・	○○	五〇〇一・	○○	五〇〇二・	○○	五〇〇一・	○○	六四〇三・	六四〇三・	○○	四一一二・
コンポジションレザーリ	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はラスチック製、革製又は	～	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。	かを問わない。）のうち、染着色したもの並びに羊革及びやぎ革（なめし）た又はクラストにした後上げを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたもの）を除く。								
令和八年三月一日から	令和七年四月一日から	で	月三一日ま	令和八年三月一日から	令和七年四月一日から	で	月三一日ま	令和八年三月一日から	令和七年四月一日から	で	月三一日ま	令和八年三月一日から
足九、一二、〇〇〇	一二、〇一	、	繭一トンは数量とし、生糸〇・四トンに換算するものとする。）	七九八トン（生糸換算								

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
令和七年三月一日から	令和六年四月一日から	で	月三一日ま	令和七年三月一日から	令和六年四月一日から	で	月三一日ま	令和七年三月一日から	令和六年四月一日から	で	月三一日ま	令和七年三月一日から
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

四〇  
六四〇三  
五一  
六四〇三  
五九

のものに限る。) のうち  
甲が革製のもの及び甲に  
毛皮を使用したもの並び  
にこれら以外のもので本

底が革製のもの(スキー  
ツ用のもの、体操用、競  
技用その他これらに類す  
る用途に供するもの及び  
スリッパを除くものとし  
、甲が革製のもの以外の  
ものにあつては、甲の一  
部に革を使用したものに  
限る。)

で|月三一日ま

九〇  
六四〇一〇  
六四〇五  
二〇  
六四〇五  
一九  
六四〇四  
九九  
六四〇三  
九一  
六四〇三  
六四〇三  
九一  
六四〇三  
五九

のものに限る。) のうち  
甲が革製のもの及び甲に  
毛皮を使用したもの並び  
にこれら以外のもので本  
底が革製のもの(スキー  
ツ用のもの、体操用、競  
技用その他これらに類す  
る用途に供するもの及び  
スリッパを除くものとし  
、甲が革製のもの以外の  
ものにあつては、甲の一  
部に革を使用したものに  
限る。)

で|月三一日ま

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
（省略）	（省略）	（法第十八条第二項の政令で定める用途）	
（省略）	脱脂粉乳	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは児童の給食用 関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	第十一條 法第十八条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。
同上	同上	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用 関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	（法第十八条第二項の政令で定める用途）
同上	同上	幼稚園、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の児童、児童若しくは生徒、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設若しくは同条第二項に規定する施設の児童又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項に規定する事業による保育を受ける児童の給食用 関税暫定措置法施行令第四十五条第三項に規定する配合飼料の製造	（法第十八条第二項の政令で定める用途）

チ 別表第四七号の二に規定する請求に対する関税法第一百二条第  
ト 一項の規定による通知

（輸出入等関連業務の範囲）

（新設）

（輸出入等関連業務の範囲）

（新設）

改 正 案

現 行

（輸出入等関連業務の範囲）

（輸出入等関連業務の範囲）

（新設）

第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 （省略）

第一同上

（新設）

二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務

二 同上

イヽハ 同上

二 別表第二号の二に規定する請求に対する関税法第七条の十五

第二項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知又は同表第八六号の二に規定する請求に対する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第四項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知

ホ （省略）

二 別表第二号の二に規定する請求に対する関税法第七条の十五  
第二項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知又は別表第八六号の二に規定する請求に対する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第四項（更正の請求）の規定による更正をすべき理由がない旨の通知

ホ 同上

（新設）

ヘ 別表第四三号に規定する申立てに対する関税法第六十九条の四

第三項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による通知又は同表第四三号の五に規定する申立てに対する同法第六十九条の十三第三項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による通知

ト （省略）

ヘ 同上

一項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による証明書類（自動車の輸入の許可を証するものに限る。）の交付

別表第三号、第六号、第一一號、第一五號、第一六號、第一八號、第一九號、第二一號から第二五號まで、第二七號、第二三二號、第三三號、第三四號、第三五號、第三六號の六、第三七號から第四〇號まで、第四〇號の三、第四二號の二、第四五號、第四六號、第四六號の三、第四六號の四、第四七號の六、第五〇號、第五一號の四、第五三號の二、第五四號の七、第五五號、第五五號の七、第五七號、第五七號の一五、第五七號の一九、第五八號、第五九號から第六一號の二まで、第六二號から第六三號の二まで、第六三號の四、第六四號、第六五號の一八、第六五號の二〇、第六五號の二三、第六五號の三〇、第六五號の三二、第六五號の三三、第七〇號の九から第七一號の四まで、第七二號の四、第七二號の五、第七三號の六、第七三號の八、第七四號、第七五號、第七六號の二、第七六號の四、第七八號、第七八號の二、第七九號から第八一號の二まで、第八二號から第八四號の二まで、第八五號、第八五號の四、第八七號、第八九號の四から第八九號の七まで、第八九號の一、第八九號の一四、第八九號的一五、第九〇號、第九〇號の二、第九一號の二、第九三號、第九三號の二、第一〇〇號、第一〇五號、第一〇七號、第一一〇號の四、第一一〇號の五又は第一一號（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施

下

別表第三号、第六号、第一一號、第一五號、第一六號、第一八號、第一九號、第二一號から第二五號まで、第二七號、第二九號、第二九號の五、第二九號の七、第三〇號、第三一號、第三二號、第三三號、第三四號、第三五號、第三六號の六、第三七號から第四〇號まで、第四〇號の三、第四二號の二、第四五號、第四六號、第四六號の三、第四六號の四、第四七號の五、第五〇號、第五一號の四、第五三號の二、第五四號の七、第五五號、第五五號の七、第五七號、第五七號の一五、第五八號、第五九號から第六一號の二まで、第六二號から第六三號の二まで、第六三號の四、第六四號、第六五號の一八、第六五號の二二〇、第六五號の二三、第六五號の三〇、第六五號の三二、第六五號の三三、第七〇號の九から第七一號の四まで、第七二號の四、第七二號の五、第七三號の六、第七三號の八、第七四號、第七五號、第七六號の二、第七六號の四、第七八號、第七八號の二、第七九號から第八一號の二まで、第八二號から第八五號まで、第八五號の四、第八七號、第八九號の四から第八九號の七まで、第八九號の一二、第八九號の一四、第八九號の一五、第九〇號、第九〇號の二、第九一號の二、第九三號、第九三號の二、第一〇〇號、第一〇五號、第一〇七號、第一一〇號の四、第一一〇號の五又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条（関税法等の特例）において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条

に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諸否の応答

二の二 関税法第六十九条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）、第六十九条の六第十一項（輸出差止申立てに係る供託等）、第六十九条の七第三項、第五項若しくは第六項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）、第六十九条の八第三項若しくは第四項（輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）若しくは第六十九条の十第三項若しくは第十二項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知（同法第六十九条の三第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。）に関する業務又は同法第六十九条の十二第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）、第六十九条の十五第十一項（輸入差止申立てに係る供託等）、第六十九条の十七第三項、第五項若しくは第六項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）、第六十九条の十八第三項若しくは第四項（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）若しくは第六十九条の二十第三項若しくは第十二項（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）若しくは関税法施行令第六十二条の十六第七項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知（同法第六十九条の十二第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。）に関する業務

（新設）

る法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諸否の応答

二の三 関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これら規

定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十

九条の十五第一項若しくは第二項の規定による命令に関する業務

三（省略）

四 関税等の確定、納付又は徴収に関する業務で第一号、第二号若しくは前号又は次号に掲げる業務以外のもの

五・十（省略）

2・3（省略）

4 法第二条第二号ニに規定する政令で定める申請等又は処分通知等は、次に掲げる申請等又は処分通知等とする。

一・二（省略）

三 植物防疫法第十条第一項（輸出植物等の検査）の規定による検査の申請又は同条第三項の規定による植物検疫證明書の交付

四・十二（省略）

5・7（省略）

（申告等の入力事項等）

第三条（省略）

2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例））に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係る

ものに限る。）、第二号、第二五号（同法第四十三条の三第一項（一、外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三〇号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百

（新設）

三 同上

四 関税等の確定、納付又は徴収に関する業務で前三号又は次号に掲げる業務以外のもの

五・十 同上

2・3 同上

4 同上

一・二 同上

三 植物防疫法第十条第一項（輸出植物等の検査）の規定による検査の申請

四・十二 同上

5・7 同上

（申告等の入力事項等）

第三条 同上

2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例））に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係る

ものに限る。）、第二号、第二五号（同法第四十三条の三第一項（一、外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三〇号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により適用する場合を含む以下同じ。）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の

号。以下「輸徴法施行令」という。) 第十二条(積戻しの場合の免税の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)に係る部分に限る。) 又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている書類を税関に提出しなければならない。

別表(第一条、第三条、第四条関係)

一〇	四 六 の	九 四 六 の	八 四 六 の	七 四 六 の	六 四 六 の	五 四 六 の	四 四 六 の	四 四 六 の	~	一	番 号
(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	(省 略)	手 続

関税法第七十七条の三第二項(日本郵便株式会社による関税の納付等)の規定による報告

許可)の規定による申告(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)以下「輸徴法施行令」という。)第十二条(積戻しの場合の免税の手続)の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。)に係る部分に限る。)又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている書類を税関に提出しなければならない。

別表(第一条、第三条、第四条関係)

九	四 六 の	八 四 六 の	四 六 の	七 四 六 の	六 四 六 の	五 四 六 の	四 (新設)	四 四 六 の	~	一	番 号
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	(新設)	同上	同上	同上	手 續

一一六～	二八五の	三八四の	二八四の～四八	六四七の	五四七の	四四七の	三四七の	二四七の	四七の	一四七	一四六の
(省略)				(省略)							

石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条  
第二項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定による申告書の提出  
石油石炭税法第十八条第二項から第五項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出

一一六～	二八五の	八五	(新設)	二八四の	二八四の～四八	五四七の	四四七の	三四七の	(新設)	二四七の	一〇四七	一四六の
同上			(新設)		同上	同上	同上	同上	(新設)	同上	同上	同上

石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十八条  
第二項から第五項まで（納期限の延長）の規定による申請書の提出

